

○周南市スポーツ栄光賞授与要綱

平成25年 4 月 1 日要綱第23号

周南市スポーツ栄光賞授与要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、スポーツ大会にて優秀な成績を収めたものに対して、その功績をたたえ、スポーツを奨励するために周南市スポーツ栄光賞を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受賞者の資格)

**第 2 条** 前条に規定する周南市スポーツ栄光賞の受賞（以下「受賞」という。）をする者（以下「受賞者」という。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際大会に出場し、その成績が優秀なもの
- (2) 全国大会に出場し、その競技における成績が 3 位以内のもの
- (3) 中国大会又は西日本大会に出場し、その競技における成績が 2 位以内のもの
- (4) 山口県大会に出場し、その競技における成績が 1 位のもの

(対象)

**第 3 条** 個人の受賞の対象は周南市に居住、通勤又は通学する者（前条第 1 号に該当する場合は、周南市内の中学校、高等学校、高等専門学校又は大学のいずれかを卒業した者を含む。）とし、団体の受賞の対象は周南市の公益財団法人周南市体育協会加盟団体又は周南市に所在地がある団体とする。ただし、周南市学校教育栄光賞授与要綱（平成15年周南市教育委員会要綱第 1 号）第 1 条に規定する周南市学校教育栄光賞受賞者は対象から除く。

(推薦)

**第 4 条** 公益財団法人周南市体育協会各加盟団体その他の団体は、受賞者に当たるものがある場合は、周南市スポーツ栄光賞推薦書（個人）（別記様式第 1 号）又は周南市スポーツ栄光賞推薦書（団体）（別記様式第 2 号）に必要な書類を添付し、市長に推薦するものとする。

(受賞者の決定等)

**第 5 条** 市長は、前条の規定による推薦に基づき受賞者を決定し、周南市スポーツ栄光賞を授与する。

(その他)

**第 6 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月25日）

この要綱は、令和3年11月25日から施行する。